

平成 2 8 年度

政 策 提 言 書

(要 約)

公益社団法人 隊 友 会

公益財団法人 偕 行 社

公益財団法人 水 交 会

航空自衛隊
退職者団体 つばさ会

< 目 次 >

(提言項目)	(頁)
はじめに	1
1 憲法の改正	1
(1) 国を防衛する実力組織を軍（国防軍）として憲法に明記	
(2) 軍（刑）法や軍事裁判所などの軍事司法制度の整備	
(3) 緊急事態条項の整備	
(4) 国民の国を守る義務の明記	
2 安全保障法制の充実；グレーゾーン事態に応ずる法的整備 ..	3
3 日米共同防衛・国際共同行動の実効性の確保	4
(1) 日米安全保障条約の改定検討	
(2) 国際平和協力活動等における武器使用基準の見直し	
4 防衛体制の強化	5
(1) 着実な防衛力の整備と防衛産業の維持・育成	
(2) 島嶼部における防衛体制の強化	
(3) 着実な弾道ミサイルの脅威への対応	
(4) 宇宙空間及びサイバー空間の利用及び対処	
(5) 海上状況把握（MDA）体制の構築	
(6) 任務の多様化・国際化等に対する人的防衛力の確保	
(7) 有事等における元自衛隊員の有効活用	
(8) 国民に対する安全保障教育の充実	
5 任務遂行のための環境整備（自衛隊員の処遇改善等） ..	12
(1) 隊員の再就職に関する施策の推進	
(2) 隊員の即応性確保を第一義とした宿舎整備及び隊員が後顧の 憂いなく任務に邁進し得る家族支援施策の推進	
(3) 隊員の任務・職務の特性を適正に評価し得る給与制度	
(4) 隊員の使命感を醸成し得る栄典・礼遇の付与	
(5) 戦闘における「殉職者」の追悼について	
(6) 予備自衛官等の制度の充実	
6 防衛医科大学校の改革	16
おわりに	17

はじめに

本提言書は、隊友会が昭和47年以降行なってきた政策提言を今年度から偕行社、水交会、つばさ会を加え、4団体合同で実施する初めての政策提言書であり、多くの議論を経て作成されたものです。本提言書においては、国内外の情勢を踏まえて、中・長期的な展望に立脚し、憲法に関するものから、防衛政策、防衛力整備、自衛隊員の処遇等に関することまで広範なものについて提言を行っております。

本年は、以下の6項目の政策について提言します。

1 憲法の改正

(1) 国を防衛する実力組織を軍（国防軍）として憲法に明記

国家の最も基本的な役割は、国際社会における国家の存立を全うすることであり、そのための最終的な実力組織である自衛隊の存在は、国民の中に定着してきました。

しかし、集団的自衛権、武器使用要件などいくつかの憲法由来の問題が存在します。

また、自衛隊は国外においても国際平和協力活動等を通じて、多大な成果を収めるとともに、国内外から高い評価を得てきました。

しかし、自衛隊は国外では軍であるが国内的には軍ではないとされ、国際社会から国際標準による軍とは異なる組織・行動をするのではないかとの疑問を抱かれる可能性があります。今後の海外での活動に支障をきたさないためにも、憲法上の地位の確定が必須です。

憲法公布から70年を経過し、国民の憲法に対する認識は大きく変化し、いくつかの新憲法草案等の提示・提言など改正に向けた歩みは着実な進展を見せております。

このような国内外情勢等に鑑み、憲法第9条第2項の「陸海

空軍その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めない」との規定は、早期に改正されるべきであり、「国を防衛するための実力組織」の存在を軍（国防軍）として憲法に明記し、その地位・役割を明らかにするよう提言します。

(2) 軍（刑）法や軍事裁判所などの軍事司法制度の整備

実力組織（軍）の行動に係る刑法には、軍人は命の危険を顧みず任務に当たり、時として部下に死を賭しての任務遂行を求めるといふ、軍事組織の特殊性が十分考慮されていなければなりません。加えて、裁判の実施に当たっては、組織・任務の特性による秘密保全の確保、作戦行動に及ぼす影響への配慮、軍紀の堅持等のための迅速性の確保等が要求されます。

従って、各種出動時等における実力組織の構成員（軍人）の行動を厳格に律し、その行動の正当性を担保する軍（刑）法を制定するとともに、その裁判を所掌する軍事裁判所の設置を憲法に規定すること、その際同時に、部隊及びその構成員の義務・責任に相応しい栄誉と処遇に関する諸規程を整備することを提言します。

(3) 緊急事態条項の整備

国家緊急事態の際、国民の生命や国土を守るべく国として最善の対処をするためには、たとえ法律で国民の権利・自由の制限が認められていても、憲法に根拠規定がなければ違憲とされる恐れがあり、緊急権を発動することは困難であると考えられます。

かかる観点から、憲法に緊急事態条項を整備することを提言します。

(4) 国民の国を守る義務の明記

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するためには、国民自らが国を守る義務を負うことを認識することが不可欠です。また、国の安全保障戦略に基づいて国際情勢に即し

て防衛体制を適切に確立・維持していく上でも、国民の国防意識の高揚が極めて重要です。

かかる観点から、憲法に国民の国を守る義務を明確に定めることを提言します。

2 安全保障法制の充実；グレーゾーン事態に応ずる法的整備

昨年9月の平和安全法制の成立により、平時から有事に至る事態において切れ目のない対応や限定的な集団的自衛権の行使が可能となりました。

一方で、近年の国際社会においては、非国家団体による武力攻撃や領土をめぐる局地的な武力衝突といった戦争には至らない紛争（グレーゾーン事態）が大半を占めるようになり、我が国におきましても、防衛出動を発令するまでには至らないものの警察や海上保安庁だけでは十分な対応が取れないという事態に対して、国際法上許容される範囲で適切に対応する必要があります。

かかる観点から以下の4点を要望します。

その第1は「警戒監視」の任務化です。これまで自衛隊が実施してきた周辺海空域における「警戒監視」は、領域警備に限らず防衛諸活動の起点となる活動ですが、対領空侵犯措置任務に基づく対空警戒監視以外の活動は、防衛省設置法の「調査・研究」を根拠にしており、活動の位置付けや権限が必ずしも明確ではありません。平時において最も重要な活動である「警戒監視」を自衛隊法第6章の自衛隊の行動として規定するとともに、第7章で警戒監視行動時の権限として、「海上における治安の維持に影響を及ぼすおそれのある船舶（外国の軍艦、公船を含む）に対する質問権」を規定することを提言します。

その第2は「海上警備行動時の権限強化」です。海上警備行動に従事する自衛艦であっても、不法行動を行う外国軍艦や公船に対して取り得る手段は「警告」と「退去要求」を行うことだけで

す。このため、海上警備行動時の権限として自衛隊法第90条と同等の武器使用権限を規定し、最低限の実力行使を可能とする体制を整備されるよう要望します。

その第3は、事態対処に際しては、相手の敵対行為や侵害の程度に応じて自衛隊が取り得る対処の限度を示したネガティブリスト方式のROEを整備しておき、政府がこのROEを活用して事態をコントロールしていく体制を整備されるよう要望します。

その第4は、「平時における限定的な自衛権の行使」を前提としたグレーゾーン事態における新たな権限を自衛隊に付与する法制の枠組みについても、様々な観点から検討を深められることを要望します。

3 日米共同防衛・国際共同行動の実効性の確保

(1) 日米安全保障条約の改定検討

昨年4月に新たな「日米防衛協力のための指針」が了承されました。

新「指針」は、日米同盟がアジア太平洋及びこれを超えた地域に対して前向きに貢献し続ける国際的な協力の基盤であるとの認識のもとに見直されたものであります。

日米防衛協力のための指針は、日米安全保障条約を前提にし、両国の権利・義務の上に成り立っているものです。有事における共同作戦の立案等により米軍と調整する自衛官にとって、条約上の権利・義務が明確であることが重要です。

また、この条約は、極東における国際の平和及び安全の維持を基盤としており、地域及びグローバルな安全保障環境の変化に対応させる必要があります。

かかる観点から日米安全保障条約そのものの改定についても検討が進められることを提言します。

(2) 国際平和協力活動等における武器使用基準の見直し

昨年の平和安全法制整備では、自衛隊の国際平和協力活動が拡充され、国連PKO等において実施できる任務が拡大（いわゆる安全確保、駆けつけ警護）されました。

また、武器使用権限についても、「駆けつけ警護」のための武器使用や「任務遂行型武器使用」が規定されたことは大きな前進です。しかし、武器使用権限について、危害許容要件を正当防衛等に限定したポジティブリスト方式の規定では運用に限界があると言わざるを得ません。

隊員が迷うことなく任務を遂行できるよう、先進国が採用している「行ってはならない禁止事項」を規定したネガティブリスト方式への変更を要望します。

4 防衛体制の強化

(1) 着実な防衛力の整備と防衛産業の維持・育成

2016年の中国の国防予算は、公表ベースで日本円に換算して約1兆6千100億円です。これは約4兆8,600億円の我が国の防衛予算の約3.3倍にも達します。このペースで行くと10年後には、その差が5～9倍になるとも言われています。

国家の安全保障は、国家存立の柱であり、防衛力整備はそれを支える最重要施策です。周辺の状態変化に迅速・的確に対応し、武力攻撃事態対処に万全を期する着実な防衛力整備が推進されることを強く提言します。

その際、新大綱において、統合運用の観点からの能力評価を実施し、防衛力整備に反映させようとする初めての試みが実施されましたが、今後はこれをさらに洗練させ、防衛力の質、量ともに我が国の安全保障を担保できるような実効性のある能力評価に発展させることを要望します。

一方、防衛力整備には、防衛産業の維持・育成が不可欠ですが、防衛省が今年 8 月に策定した「防衛技術戦略」を策定し、技術情報の把握、技術の育成、技術の保護という 3 つの具体策を掲げました。今後、この戦略に基づき、技術基盤の維持・強化等の確実な実施、特に装備品の特性を考慮した「選択と集中」による国産化の推進等、防衛産業育成施策の着実な実施を提言します。

共同開発の推進は、技術、コスト面だけでなく日米共同防衛及び国際共同行動における後方分野の実効性の確保にも大きく貢献するものです。わが国独自の先端技術、例えば炭素繊維等素材技術、複合材成型技術等の維持・向上及び安定的な装備品の供給、コストの節減等が図られるよう共同開発の推進と具体的施策の策定を強く提言します。

防衛装備品の国外移転に関しては、防衛省が主務官庁として国外移転ができる体制及び制度、例えば米国が実施している FMS（有償援助）、ESF（経済支援基金）、IMET（国際軍事教育訓練）等を参考にし、速やかに整備することを提言します。

加えて、機微な技術が外部流出することを防止する仕組みを整えることも必要です。

なお、国際共同開発及び防衛装備の海外移転では、防衛省の強いイニシアチブが必要であり、しっかりと防衛産業をリードしていかれることを提言します。

（2）島嶼部における防衛態勢の強化

中国は、1992年2月に尖閣諸島を中国領とした「領海及び接続水域法」を公布し、我が国領海への断続的侵入を繰り返してきました。

また、A2AD（接近阻止・領域拒否）戦略に基づき、軍の近代化を進めており、近年では南シナ海において岩礁を軍事基地化し米国、南シナ海沿岸諸国との緊張が高まっているほか、今年

6月には中国海軍の情報収集艦が鹿児島県口永良部島西方のわが国領海に侵入する事案が発生する等、我が国を取り巻く環境は日に日に不安定化しております。さらに、中国は今年7月にオランダ・ハーグの仲裁裁判所が下した判決（南シナ海をほぼ囲い込む境界線「九段線」は「歴史的な権利を主張する法的根拠はない。」などとする判決）を無視する等、国際社会の秩序を一方的に乱す行為を行っています。

このように中国は明らかに話し合いによる解決から力による解決へと移行しており、これに対抗するための防衛力整備は増々重要となってきました。

新防衛大綱では、「各種事態における海上優勢、航空優勢の確実な維持に向けた防衛力整備を優先する。」と明記され、これが大綱別表に一部反映されています。しかし、中国の軍事力の増強速度を考えれば、必ずしも十分な措置とは言えず、新大綱に規定されている諸施策の着実な実施を提言します。

また、島嶼防衛において戦闘の帰趨に大きく影響すると考えられる長射程のロケットについても導入の再検討を強く要望し、ここに提言します。

(3) 着実な弾道ミサイルの脅威への対応

北朝鮮の高性能弾道ミサイルの保有は、わが国にとって極めて大きな脅威であり、迅速・的確な対応が喫緊の課題です。

現行は、米軍と連携し、米国の早期警戒衛星等からの情報に基づき共同・統合体制により対処しているところですが、情報の獲得については米国に大きく依存しているのが現状です。

我が国独自で早期警戒衛星情報を入手する手段を構築するには予算の制約から現実的ではないと考えますが、現在、防衛省で進められている宇宙空間での2波長赤外線センサの実証をすすめるための研究などをもって、米国が推進している早期警戒システムの性能向上に一部参画する等、米国と共同した監視体制の

構築を提言します。

他方、迎撃態勢は米軍と連携し対応していますが、多数の弾道ミサイルが発射された場合は、対応に限界があります。より、確実な対処ができるように、現在よりも重層的な弾道ミサイル迎撃体制の構築を要望します。

また、北朝鮮の弾道ミサイル能力の飛躍的な向上に伴って日米の役割分担（楯と矛）にも若干の修正が必要であり、抑止を強化する観点からは敵基地攻撃能力等の付与について、方向性を定めることを強く要望し、ここに提言します。

(4) 宇宙空間及びサイバー空間の利用及び対処

国家安全保障戦略において宇宙空間の安定的利用及び安全保障分野での活用の推進、サイバーセキュリティの強化が謳われております。

今年4月、政府は、「宇宙基本計画」を閣議決定しました。この「宇宙基本計画」は、今後10年間で官民合わせて累計5兆円を目標とした宇宙機器産業の事業規模も盛り込んでおります。

安全保障に関する宇宙利用においては、情報収集衛星の更なる能力向上とともに、ニア・リアルタイムな監視を可能とする衛星の作戦及び戦術への活用、衛星による海洋監視、さらには、宇宙状況監視はもとより有事の際の対象国衛星の一時的な無力化等の能力付加を提言します。

なお、衛星によるニア・リアルタイムな監視を実現するためには、タイムリーに打ち上げ可能な小型監視衛星が必要と考えます。

安全保障における宇宙利用は、平時・有事を問わず、作戦の帰趨を決定付けるといってもいいほど重要な要素であると考えており、今後、積極的に整備を進めていく分野であると考えます。

なお、体制整備にあたっては、防衛省が独自で衛星を保有し

運用することは現実問題として大変困難であり、政府全体として整備し、防衛省としては運用主体として維持管理、情報収集・分析できる体制、例えば、宇宙関係を全て扱う統合された「宇宙コマンド」の整備が必要です。

一方、近年、国内外の官庁及び有力企業等へのサイバー攻撃が多発し、安全保障上の大きな問題となってきました。

防衛省としてもその脅威を認識し、「サイバー防衛隊」を新設してきたところですが、防衛省のみならず関係機関、さらには民間も含め国全体として、横断的なサイバー対処体制整備が必要であり、人材の育成が急務です。

(5) 海洋状況把握 (MDA : Maritime Domain Awareness) 体制の構築

我が国においては、海洋基本計画、宇宙基本計画及び国家安全保障戦略などに MDA の体制確立・強化が言及され、本年7月26日には、総合海洋政策本部において初めて、我が国の海洋状況把握、いわゆる MDA の能力強化に向けた取り組み方針を決定いたしました。

さらに、昨年4月に策定された新たな日米協力の指針 (ガイドライン) において、「日米両政府は海洋監視における協力の機会を追求する」とあり、MDA は、益々安全保障上、重要となってきています。

具体的には、航行船舶の状況を把握し、敵性艦船や不審船舶、違法行為を行っている船舶や遭難船舶の情報を把握するという、安全保障に係る MDA が極めて重要です。

現在も防衛省と海上保安庁の間で所要の情報共有がなされていますが、常時、広範囲な海洋の状況を確実に監視するには至っていません。

我が国の国益を守るためには、様々な手段 (衛星、無人航空機、哨戒機) からの情報を組み合わせたニア・リアルタイムな

状況図を作成するなどの統合的な MDA 体制の確立が急務であり、早期の体制整備を強く提言します。

(6) 任務の多様化・国際化等に対応する人的防衛力の確保

防衛力の規模が縮減される中で自衛隊は、本来任務の増大、任務の多様化・国際化により、人員・装備に大きな負担がかかっています。平成19年と平成28年の自衛官の現員を比較すると、約14,000名の減員となっています。第一線においては、人員充足も限界に近い状態といっても過言ではありません。

このため、平成19年度以降の本来任務の増大に伴う人的措置として、その当時程度以上の勢力の確保が必要であり、第一線の充足向上、特に、任務の多様化・国際化、装備の高性能化を踏まえ、幹部・准曹を優先的に充足向上させることを強く要望し、ここに提言します。

また、少子高学歴化に対応する諸施策、人材確保の基盤となる高校や大学などの教育機関における安全保障教育の導入をはじめとする防衛省独自による各種募集施策の充実のみならず、警察等の公安職公務員との人材共有及び募集活動の連携等を推進し、優秀な人材を確保し得るよう提言します。

(7) 有事等における元自衛隊員の有効活用

有事において、第一線で戦う自衛隊を後方から支援する国民の助けが必要不可欠であります。

国民の一部として、既に定年により退職した元自衛隊員の勢力は、既に百万人を超えており、自衛隊に勤務した経験・知識・ノウハウを保有し、自衛隊の活動を支援する際には、自衛隊勤務経験のない他の国民に比して、格段に優れた能力発揮が可能です。

一方、自衛隊の活動を支援する内容は多岐にわたり、専門的知識を必要とする分野が、量的にも質的にも数多く存在します。

それらに対応するため、自衛隊勤務経験を有する元自衛隊員を有効活用することを提言します。

具体的には、平時に元自衛隊員の中から意志のある者を登録し、有事の際には自衛隊のニーズに応じて、その活動を後方から支える体制を国家として制度化し、有事に機能発揮できる準備をしておくということです。

本制度は、有事に限らず平時における射場や演習場の管理、大規模震災発生時の駐屯地・基地の維持や後方支援等にも有効に活用できると考え、現在、防衛省と検討を進めているところです。

上記の体制維持のためには、隊友会をはじめとする関係友好協力団体の役割や活用方策についても検討されることを併せて提言します。

(8) 国民に対する安全保障教育の充実

わが国の教育における安全保障の扱いは、十分とは言えません。平成27年に新学習指導要領に基づく中学校教科書の検定が行われ、安全保障についても一部の教科書は従来に比べて充実した記述となっている一方、ほとんど触れていない教科書がある等、依然としてばらつきが大きいのが実態です。

わが国が、その防衛政策や防衛戦略を構築していくにあたり、国民の理解・協力を得てゆくことが不可欠です。そのためには、国民一人一人が、安全保障について必要最小限の知識を持っておくことはその前提であると認識します。

従って、義務教育等において、わが国の安全保障政策等に関する教育を充実させることを強く要望します。

また、安全保障の教育にあたっては、教科書等によるものだけでなく、危険な現場での実践的な経験を多く積んでいる自衛官や自衛官OB等による講話等の場を学校教育において積極的に活用し、理解を深めさせる施策について提言します。

5 任務遂行のための環境整備（自衛隊員の処遇改善等）

（1）隊員の再就職に関する施策の推進

55歳前後の若年で定年を迎える自衛官は、退職後から年金生活に入る年齢までの間の生活を維持するため、再就職が死活的に重要な問題ですが、雇用環境は依然として厳しい状況です。

「新大綱」において「一般の公務員より若年で退職を余なくされる自衛官の生活基盤を確保することは国の責務」と記載されたことは大きな前進であり、厳しい雇用情勢の中で、若年定年および任期満了等により退職する自衛官が安定して再就職できる様にご尽力いただきますことを提言します。

この際、現行の援護対象年齢の引き上げ等、年金支給年齢の延長への対応に万全を期す処置の検討を要望します。

また、国家の安全保障や地域社会等の防災・危機管理体制の向上を図るため、退職自衛官を地方自治体の防災監、民間企業の防災・危機管理部門担当者、高校・大学などの教育機関の職員等の他、国全体として不足している防災・消防ヘリ、ドクターヘリ操縦士及び海事従事者（船員、水先案内人等）として有効活用し得るよう必要な法令について整備することを提言します。

（2）隊員の即応性確保を第一義とした宿舎整備及び隊員が後顧の憂いなく任務に邁進し得る家族支援施策の推進

安全保障環境の変化や大規模災害の発生の高まりから、自衛隊の宿舎整備は、自衛隊員の即応性の更なる向上を目指した運用基盤の整備とすべきと提言します。

平成23年に財務省が公表した宿舎料の引上げは、関係各位のご尽力により、自衛隊員に関しては、一定程度抑制されたものの、現段階以上の引上げは、隊員が基地、駐屯地近傍の宿舎から遠方の安価な賃貸住宅へ転居することが予想され、即応性の確保に多大の影響を及ぼすものと強く懸念しております。

また、事態対処の要である市ヶ谷近傍においては、十分な宿舎が確保されていないと認識しており、緊急時の参集が遅延するおそれがあります。

そこで今後とも引上げ抑制に御尽力をいただくとともに、宿舎整備にあたっては、基地、駐屯地近傍に集約して整備し、緊急時参集要員の宿舎無料化枠の増大、適切な宿舎使用料の設定により、厳しい任務に邁進する自衛隊員に対し、国家として任務遂行の基盤を付与されることを提言します。

なお、即応態勢の確立のためには、限られた一部の隊員だけでなく、実動時の主力である一般隊員の参集も重要な要素であり、相応な負担軽減を要望します。

さらに、今後、南西地域の離島に部隊が新編されていく予定であり、離島における生活環境が十分でないことから、離島赴任者に対する総合的な負担軽減策を講じることを要望します。

一方、自衛隊の即応性維持・向上のためにも、庁内託児所の整備は重要な事業となっています。庁内託児所の整備に当たり、隊員の子育て支援ニーズを適切に把握し、利用しやすい保育料を設定し、子供・子育て支援制度に基づき事業所内保育所へ移行しつつ、民間保育とは異なるフレキシブルな対応のできる保育所の設置を提言します。

また、新大綱において家族支援が運用基盤の重要な施策として位置づけられましたが、隊員が後顧の憂いなく任務にまい進できるよう、隊員家族の安否確認、生活支援等の公的支援施策に関し、国家としての体制整備を提言します。

(3) 隊員の任務・職務の特性を適正に評価し得る給与制度

自衛隊員の任務・職務の特性を適正に評価した独自の給与制度を構築するため、自衛官独自の給与制度を新設する必要があると強く提言します。

自衛官の職務の特性に鑑み、給与制度に関する代償機能を一

般公務員制度から独立して担保する方策の検討を平成19年にまとめられた「報告書」関連施策の具体化と平行して検討されることを提言します。

なお、各種手当等について、以下を強く提言します。

- ・ 艦艇を拠点として活動する自衛官に対する手当の新設
- ・ 水陸両用の諸活動を行う自衛官に対する手当の新設
- ・ 平和安全法制に伴う新たな任務に対応した手当の新設
- ・ 地域手当の支給範囲の見直し

(4) 隊員の使命感を醸成し得る栄典・礼遇の付与

関係各位のご尽力により、昨年度は部内選考幹部への叙勲受章資格の拡大がなされました。

しかしながら厳しさを増す安全保障環境の下、国の防衛という崇高な使命を担う自衛隊員の職責に相応しい栄典・礼遇とするため、以下を提言します。

- ・ 叙勲対象者の数的拡大とより上位等級への位置づけ
- ・ 危険業務従事者叙勲制度開始前の退職者の功績に対する危険業務従事者叙勲の受章
- ・ 統幕長の認証官への位置づけ
- ・ 賞じゅつ金の増額等の検討
- ・ 民間協力者（団体）への褒章の拡充

(5) 戦闘における「殉職者」の追悼について

昨年、平和安全法制が成立し、本年には施行されましたが、この機会にこれまで正面から議論されることの無かった「戦闘で殉職した隊員」すなわち「殉職者」の追悼のあり方を検討し、国としての基本方針を確定することを提言します。

このような「殉職者」については、先の大戦における戦没者が、最も類似した事例と考えられますが、両者はともに、平時ではない環境下で「身をもって」、あるいは「身命を賭して」国益を担い、国策を遂行するための活動中に斃れるという共通点

があります。

従って、国は「殉職者」に対して先の大戦の「戦没者」と同様の取り扱い、すなわち、防衛省レベルの追悼ではなく、国家レベルの追悼を行うことを強く要望します。

また、この4月に施行された「戦没者遺骨収集法」に定める収集の実施にあたり、自衛隊による輸送等の支援、併せて、全国に存在する旧陸海軍墓地の維持についての、より積極的な協力を要望します。

(6) 予備自衛官等の制度の充実

予備自衛官等の制度をさらに充実し、その士気を高揚するため以下を提言します。

- ・ 20年余も据え置かれている自衛官手当の増額
- ・ 平・有事の業務が同様である高度の技術及び知識を有する質の高い人材をさらに有効に活用することを狙いとした予備自衛官補制度の改善
- ・ 自営業を営む即応予備自衛官に対する訓練招集期間中の事業所得の損失に見合うような補填措置
- ・ 予備自衛官補の技能区分の拡大、特に語学職域の種別の拡大
- ・ 独自の宿泊施設を有する予備自衛官訓練センターや新しい装具の充当
- ・ 海空自衛隊への即応予備自衛官制度、予備自衛官補制度の導入
- ・ 将官級の予備自衛官の採用、予備自衛官の規模の拡大
- ・ 現在、建設業種のみ適用されている予備自衛官雇用企業に対する入札加点制度の業種の拡大
- ・ 予備自衛官等招集準備金制度等の予備自衛官雇用企業への国からの協力・支援

6 防衛医科大学校の改革

防衛医科大学校（以下「防衛医大」）においては、医師（教官）・看護師等職員（以下、「医療スタッフ」）数の不足による患者数・症例数の減少が近年問題となっており、また、自衛隊衛生においては多数の医官の早期退職が慢性的な問題となっております。

事実、自衛隊医官を養成する防衛医大病院は、医療スタッフの数が特定機能病院中、平均以下のレベルにあります。

防衛医大の病床数は800床ありますが、医療スタッフの不足により実質的には540床に制限しているのが現状です。

すなわち、現状は、医療スタッフの不足により患者数が減少しており、医官が自己の技量向上を図るための十分な症例数を得ることができなくなり、今後、これによって防衛医大の実力や魅力が低下する可能性があります。

十分な症例数の確保ができない一因として、診療報酬が国庫に入るため、予算に合わせるための診療をせざるを得ない状況が生起することです。現在、防衛医大には予算を確保する等の措置を行っていただいておりますが、やはり最終的には予算の制約があるため、診療制限が生起する可能性も否めません。

さらに、診療報酬が国庫に入るため、看護師等を雇用することが出来ず、慢性的な人員不足となっております。例えば、特定機能病院における入院・外来患者100人あたりの看護師数は、全国平均が36.9名なのに対し、防衛医大は25.1名と極端に少なくなっています。

定員の大幅な増員が見込めない現状においては、診療報酬を雇用に回せるような何らかの制度が必要と考えます。

一方、防衛医大を卒業した医師（自衛隊の医官等）は、一般の医療に加え、戦時における医療や国際貢献などの熱帯地方特有の病気に対処するための医療も必要であり、まずは、医師である最低限の技量確保が必須と考えます。

このような深刻な問題を解決するため、以下を提言します。

- ① 医官の各専門領域の研修に十分な症例数を確保できるようにするため、防衛医大の医療スタッフの定員の大幅な増加及び現員の大規模な増加を可能にする組織の見直し等を含む抜本的改革の検討
- ② 診療報酬を防衛医大に還元できるような会計法の改正又は現会計法に左右されない抜本的な組織の在り方の検討

今後生起が指摘されている大規模災害や増加する国際平和協力業務へ効果的に対応するためには医官の質・量の向上が必要です。

この改革は、防衛省のみでは改革が非常に困難であり、体制・組織の在り方等について国家を挙げて検討・支援することを提言します。

現在、防衛医大において、「防衛医科大学校将来構想・機能強化検討委員会」を設置して改革を推し進めているところで、これに大きく期待するところであります。

なお、自衛隊の医療スタッフとしては当然のことながら、自衛官としての資質を持たせることが必須であることは言うまでもありません。

おわりに

昨年9月、平和安全法制が成立するとともに、治安出動及び海上警備行動の下令手続きの迅速化等が閣議決定されました。

隊友会が政策に関する要望を初めて行った昭和47年の状況と比較すると、法整備、防衛体制、自衛官の処遇等についてはかなり改善されてきたものと考えております。

しかし、国外情勢は、年々緊迫の度合いを増しております。

加えて、自衛隊員の任務は増加し、逆に規模は縮小されており、自衛隊は隊員数や装備ともに限界に近いといっても過言ではありません。

このような状況から、自衛隊が国や国民の平和と安全を守り、任務を完遂することが可能となる防衛環境の改善のため、この政策提言が少しでも貢献できることを心から望むものであります。

本政策提言から、隊友会、偕行社、水交会及びつばさ会の統一提言と致しました。これは、政策提言を受ける皆様方から、一本化してほしいという要求があり、また、それぞれの会の知見を合せてより良い提言を作成しようという我々の意志が合致してできたものであります。

今後ともさらに提言項目を洗練させ、自衛隊の活動がやりやすくなるよう、我が国の安全保障を強化できるよう、バックアップしていきたいと思えます。

防衛大臣を始め自衛隊員各位が今後益々ご活躍・ご発展され、さらに深く国民の負託と期待に応えられますよう我々一同心から祈念いたします。

平成28年10月